

第7回定例委員会会議録

教 育 長) 開会宣言

教 育 長) 会議成立の宣言

教 育 長) 会議録署名委員の指名（森川委員）

教 育 長) それでは、審議に入ります。

はじめに、日程第1、第8号議案「芦屋市立学校管理運営規則及び芦屋市立幼稚園規則の一部改正について」を議題とします。

提案説明を求めます。

学校教育課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

森 川 委 員) 前回、協議会のときに御説明いただいた資料を見ていると、今回の改正をしても、まだ他市に比べたら年間授業時数が多いという実態があることをお聞きしました。今回、改正はよいと思うのですが、始業式や入学式を更にもう少し遅くするという方向性はあるのでしょうか。

学校教育課長) 春季休業日の長さや始業式の日程自体は調べたところ、他市と比べてもそこまで変わらない状態になってきたという形になります。ここ最近、この通知が出た関係上、他の自治体もいろいろなところを縮めたり、例えば秋休みを取ったりという自治体も出てきたのも事実です。

本市の場合は、夏休み、2学期の始業式の時期が保護者アンケートでも出ていましたので、その辺りは現場等や教育委員会の中でも協議しまして、どのような形が適正なのかを調べてい

きたいと思います。

森 川 委 員) ありがとうございます。

三 宅 委 員) 前回の協議会の際に、2 学期が始まるのが 9 月になる土日を省いた 3 日前からとおっしゃられていたのですが、なぜ 3 日前になっているのか、前回、お聞きし忘れたので、教えていただきたいです。

学校教育課長) 3 日前になっているということは、他市の状況とも関係がありまして、阪神間の中でも 1 週間前から授業を始めるところもまだ多かったのです。その中で、だんだんエアコンなどが整備されたことにより、9 月 1 日より前倒しをするなど、もう少し長い期間を取っていたところが、また 9 月に流れていったという状況があります。

今、芦屋市の場合は 9 月 1 日になるまでの 3 日間を授業日として、授業時数を確保するところになっていましたので、そこも森川委員がおっしゃられたとおりに、協議し検討を進めていきたいと思っているところです。

三 宅 委 員) ありがとうございます。

芳 村 委 員) 今回の改正は、「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策」が前提だと思うのですが、春休みはどうしても最初の先生方のいろいろな業務で忙しくて、ちょっと期間を延ばすと分かるのですが、冬休み、冬季休業は、先生は慣れていらっしゃるのですが、もともと年末年始を挟むと学校自体が閉鎖されますね。そうすると、先生方が 3 学期始業明けに、いろいろされる準備期間が、逆に冬休みは個人的には短いと思うのですが、その辺はまた今後、変わって来たりはするのです

か。

学校教育課長） 冬休みの期間についても、いろいろな自治体が今本当に考えているところです。今、本市であれば1月7日に始業式が始まるのですが、そこを1月8日にしている自治体も出てきました。どこをどういうふうに伸び縮みさせるか、本当に自治体ごとに協議して決めているところがあります。本市でも、夏休みの話が今ありましたが、トータルでどういう形にしていくのかを考えているところです。

あとは冬休みですが、市役所もそうですが、芳村委員がおっしゃられているように、三が日であるとか大みそか、その前の日、29日ぐらいからお休みになるのですが、学校もその形で行っていますので、そのところは学校には来ない形にはなるので、まだ春休みに比べればゆったりとした時間が流れます。春休みが、今、一番繁忙期ではあると、現場としては思っています。

芳 村 委 員 ） 今回、改正されるのですが、これは今後、年々見直しをしようと思うのですが、毎年改正が起こることではないですか。

学校教育課長） 毎年改正があると、皆さん混乱します。今回は試行期間で、2年間実施し、保護者アンケートも取って、どういう状況があるかを精査してからの改正になっています。毎年変わることは、あまり考えてはいないです。ただ、他市の状況やいろいろな状況変化が今もありますので、その辺りについて情勢を見つつ、試行期間を取りながら本改正を取っていくかどうかを考えるところです。

森 川 委 員 ） 前回の協議会のときに、この間の資料の中にあった教職員

の方のアンケート結果で、反対意見の中に、早々の教育相談が必要な生徒さんもいらっしゃるの、早い時期に懇談する必要がある生徒に対応しやすいから、反対だとおっしゃっていた方がいました。その点ですが、教育相談を行うには、授業が始まってからでないといけないものではないのでしょうか。それとも、始まる前に教育相談をすることはできないのでしょうか。その点を教えてください。

学校教育課長） 一応、教育相談に関しましては、休みの期間でも可能です。例えば中学校に上がるまでに不安があるというお子さんもいらっしゃると思いますので、御家庭と小学校で相談して、中学校に事前に施設の見学へ来られたり、お話を聞きに来られたりしている状況ではあります。

そのアンケートの裏には、中学校の先生も、本人をまず見てから、いろいろな話もしたいというところも含まれているのだと思います。教育相談の時期であったり、形は本当に個々人あります。春休みの間に、中学校へ来られるようなお子さんも結構いると思います。

教 育 長 ） 転入生なども。

学校教育課長） います。

教 育 長 ） 他に質疑はございませんか。

ないようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。

本案は、原案の内容を、皆さまにご意見いただきました内容に修正することで御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。

よって本案は原案に修正を加えることで決しました。

〈第 8 号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

教 育 長 ） 閉会宣言